

熊本県 シン・農泊Q&A集
令和7年度版

熊本県農林水産部

むらづくり課

Q1 「農泊」という言葉をよく聞きます。「民泊」と何が違いますか。

A1

「民泊（みんぱく）」は、個人宅、マンションの空き部屋、別荘などの「住宅」の全部または一部を活用して、旅行者等に宿泊サービスを提供する形態です。

一方「農泊（のうはく）」は、農山漁村に宿泊し、その土地ならではの豊かな食や伝統的な生活体験、地域の人々との交流を楽しむ「農山漁村滞在型旅行」のことで、古民家や農家民宿に滞在し、地域の魅力を活かした体験型観光を通じて、地方の所得向上や関係人口の創出を図る取組のことで、体験は宿泊先が提供する場合と、地域が連携して幅広く対応する場合など様々な楽しみ方が用意されています。

Q2 「離れ」を宿泊施設として使いたいのですが、どのような手続きが必要でしょうか。また、施設整備は最低限どこまで必要でしょうか。

A2

農家民宿の開業には、旅館業法や食品衛生法に基づいた営業許可が必要になります。お近くの保健所が窓口となりますので直接相談してください。手続きについて教えていただけます。

施設に関しては、大規模改修や高価な設備を用意する必要はありません。お風呂、トイレ、洗面台、寝具などが必要となりますが、必要数などは宿泊者数等でも異なりますので、必要な設備については、事前にお近くの保健所に相談ください。開業にあたっては、以下のサイトを参考にしてください。

熊本県庁「これから住宅宿泊事業を始められる方へ」についてはこちらから
<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/45/244.html>

熊本県庁「旅館業法営業許可申請」についてはこちらから
<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/45/200.html>



Q3 食事の提供は難しいと考えていますが、それでも可能でしょうか。

A3

「農泊」の大きな魅力の一つに、その地域で採れた新鮮な野菜や魚介類、郷土料理など普段では味わうことのできない料理を楽しむことがあります。他方、農家の繁忙期やお仕事の事情などで負担とを感じる場合もあります。

食事は近隣の飲食店を紹介されている事例も多くありますが、朝食は可能な範囲で対応されることをお勧めします。同時に、近隣の散策や一緒に朝食を作ることも“おもてなし”のひとつとなります。「農泊」は、受入家族の事情も様々です。開業前に家族と十分に話し合ってください。



Q4 価格設定はどのようにしたらよいでしょうか。

A4

一般的な相場としてはおひとり1泊2食8,000円~15,000円程度とされますが、安ければよいということはありません。施設の状況や使用方法、サービス提供に適正な価格を慎重に考える必要があります。1日1組限定一棟貸しで数万円の料金も珍しくありません。サービスの質を向上しお客様の満足と、持続可能な経営となるような価格設定を心がけましょう。

Q5 開業したことをどのように告知し、集客すればよいでしょうか。

A5

近年、宿泊先はインターネットで検索・予約されることが大半となっています。お客様がインターネット上で検索した場合、表示（ヒット）されるようにしておきましょう。

インターネットの検索サイトでは、業務内容から営業時間や定休日などの情報、さらには地図情報まで表示内容を自身で登録できる無料サービスもありますので、まだの方は是非取り組んでください。

さらに集客を増やすにはインターネット上の旅行会社（OTA：オンライン・トラベル・エージェント）に登録する方法があります。



国内専門から世界的なネットワークまで数多くのサービスが提供されていますが、いずれも手数料（おおよそ数パーセントから十数パーセント）が必要となります。条件によっても異なりますので、詳しくはそれぞれの業者のサイトで確認してください。

Q6 農泊に外国人観光客が増えていると聞きましたが、皆さんのどのように対応されているのでしょうか。私は外国語を話せません。

A6

熊本県内の農泊施設にも世界各国から多くの外国人客が訪れています。とはいえ、すべての受入家族が外国語を話しているわけではありません。対応は様々ですが、多くの皆様が利用されているインターネット上の旅行会社（OTA：オンライン・トラベル・エージェント）では、サイト内で翻訳機能がありますので、予約段階で心配はいらなようです。また、直接メールが来た場合もインターネット上の翻訳サービスを利用されていることが多いようです。

直接お話しされる場合は翻訳機、またはスマートフォンの翻訳アプリを使われることが多いようですが、「身振り手振りで何とかなっている」と話される受入家族も多々いらっしゃいました。



また、必要な会話を多言語でまとめた「指さし表」も公開されていますので、印刷されるなどご活用されてはいかがでしょうか。

参考：熊本県多言語指さし会話シート宿泊編

https://www.pref.kumamoto.jp/uploaded/life/193395_492144_misc.pdf



Q7 我が家は駅やバス停から離れています。自家用車による送迎は違法になりますか。

A7

宿泊サービスの一環として「無料送迎」は可能ですが、実費も含め対価を得ることは原則として「道路運送法違反」となります。宿泊費に含めることも違法となりますのでご注意ください。



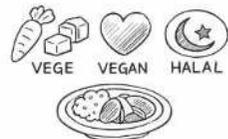
Q8

外国人に食事を提供する場合、気を付けることはありますか。

A8

ひと口に外国人といっても習慣や信仰など様々で、食事にも制約があります。近年、肉類を食べない「ベジタリアン」「ヴィーガン」の対応が求められることが多くなっています。

また、マレーシアやインドネシアからの旅行者が増えています。その多くはイスラム教信者「ムスリム（女性はムスリマ）」で特に注意が必要です。



信仰や戒律によって食事には制限があり、食べることが許されたものを「ハラール」と呼び、肉類はイスラム教で定められた処理をしたものでなければなりません。

熊本県内でもハラール認証食品が製造・販売されています。また、熊本市内の専門ショップで直接購入できるほか、県内一部の飲食店や通信販売でも取り扱いがあります。なお、ハラール認証を得た食材を使うだけでは「ハラール料理」とは言えません。調理方法、食材や物流など厳密な決まりがあります。提供される場合は、調達先や調理方法などをお客様に正確に伝えることが重要となります。

Q9

農泊について学ぶ機会や関係者との情報交換の場はありますか。

A9

熊本県むらづくり課が事務局となり、熊本県内の実践者の皆さんが参加する「熊本県シン・農泊ネットワーク会員」を随時募集しています。

研修会などのお知らせが届きますので、この機会に是非ご参加ください。お問い合わせはお気軽に。

熊本県むらづくり課 電話：096-333-2415



Q10

農泊の情報がインターネットで得られるサイトはありますか。

A10

以下のサイトが参考になると思います。

農林水産省「農泊ポータルサイト」は、農泊に取り組む地域と農泊を体験したいユーザーをつなぐ情報発信サイトです。

<https://nohaku.net/>



「くまもとふるさと応援ねっと」は熊本県の農山漁村地域のイベントやグリーンツーリズム情報、研修会や補助事業の募集など随時発信しています。

<https://furusato.pref.kumamoto.jp/>

